

綾瀨市耐震改修促進計画

令和4年3月

綾 瀨 市

目 次

第1章 計画の目的

- 1 策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置づけ・目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 4 対象区域・対象建築物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 5 市と市民（所有者・管理者）の取り組み・・・・・・・・ 8

第2章 綾瀬市において被害が想定される地震の規模・被害状況

- 1 想定される地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 2 想定される被害・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

- 1 建築物の耐震化の現状と目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

- 1 耐震化の促進に関する基本的な考え方・・・・・・・・・・ 15
- 2 耐震化へ向けた普及・啓発・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
- 3 耐震化の促進のための具体的な支援策・・・・・・・・・・ 16

第5章 計画の推進に向けて

- 1 県と市町村との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
- 2 法による指導・助言等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
- 3 施策のフォローアップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20

第1章 計画の目的

1 策定の背景

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超えた巨大地震で、多数の人命が失われました。建築物の全壊棟数は13万戸、半壊は26万戸にも及びましたが、被害の大半は津波によるものでした。

また、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、6,434人の尊い命が失われました。地震による直接的な原因で亡くなられた方は5,502人にのぼり、その約9割にあたる4,831人が、住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

建築物の被害状況では、阪神・淡路大震災や平成28年4月に最大震度7の地震を2回連続して記録した熊本地震においても、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前の建築基準法の耐震基準）の建築物の被害が大きい傾向が見られました。

こうしたことから、旧耐震基準の建築物について耐震化を促進することが重要と考えられます。

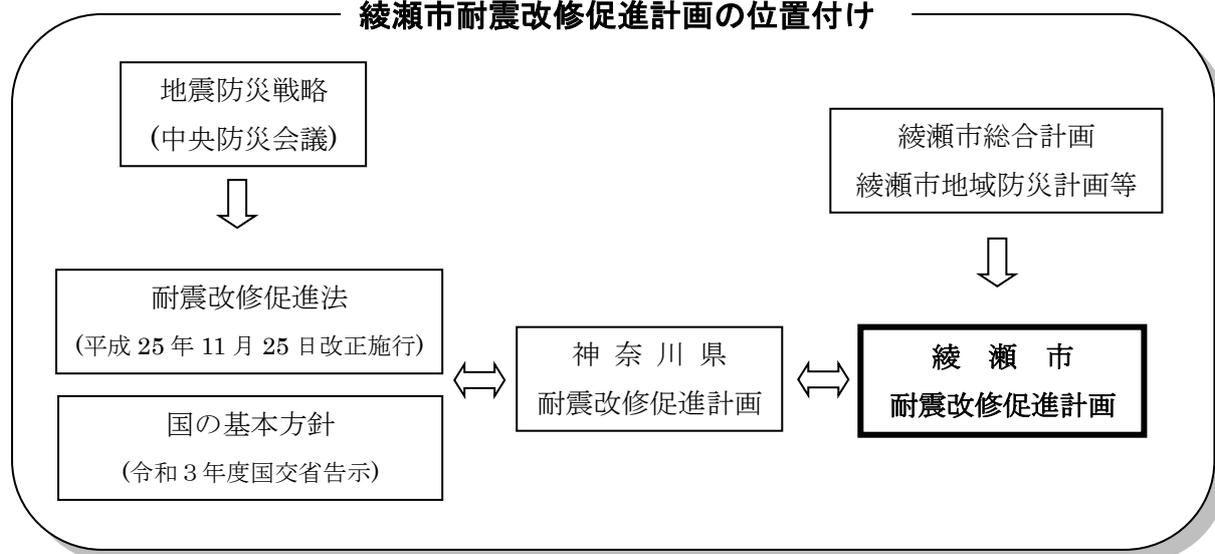
2 計画の位置づけ・目的

綾瀬市耐震改修促進計画（以下、「本計画」という。）は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）に基づき平成21年8月に策定しました。その後、法改正や国の「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下、「国の基本方針」という。）及び「神奈川県耐震改修促進計画」（以下、「県促進計画」という。）の改定等により、本市における他の計画（総合計画、地域防災計画等）との整合性を図りながら改定を行っています。

今般、令和3年12月に国の基本方針が見直され、令和4年3月に県促進計画が改定されたことから本計画についても改定を行いました。

なお、本計画は、新耐震基準（昭和56年6月1日に施行された建築基準法の耐震基準）導入以前の既存建築物の耐震化を図り、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に推進することを目的として、耐震化の目標と施策等を定めるものです。

綾瀬市耐震改修促進計画の位置付け



3 計画の期間

国の基本方針及び県促進計画において設定されている令和12年度を目標とし、本計画の期間は令和4年度から令和12年度とします。なお、定期的に計画内容を検証し必要に応じて見直しを行うものとしています。

4 対象区域・対象建築物

対象区域は、市内全域とします。対象建築物は、昭和56年以前の建築物のうち、次に示す建築物とします。

種 類		内 容
民間	住宅	戸建住宅、共同住宅（長屋住宅含む）、併用住宅等
	特定建築物	耐震改修促進法第14条で定める、多数の者が利用する建築物等
公共	市所有建築物	国や県等の所有する施設は、本計画の対象から除く。

(1) 多数の者が利用する特定建築物※法第14条第1号、第2号

用 途		特定建築物の規模要件		
		多数の者が利用する建築物 法第14条第1号	要緊急大規模建築物 法第7条、附則第3条	
学 校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積含む	
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
体育館		階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 (一般公共の用に供されるもの)	
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗				階数3以上かつ5,000㎡以上
ホテル、旅館				
賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの		階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、幼保連携型認定こども園、保育所		階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館		階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場(危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く)				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				階数3以上かつ5,000㎡以上
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物				

(2) 地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物※法第14条第3号

地震により、緊急輸送道路等防災上重要な道路に接する建築物が倒壊した場合、広域的な避難や救急・消火活動に大きな支障をきたし、緊急物資等の輸送や、復旧・復興活動を困難にさせることが懸念されます。

県促進計画では、耐震改修促進法第5条第3項第2号に基づき、耐震診断義務付け路線を指定しています。

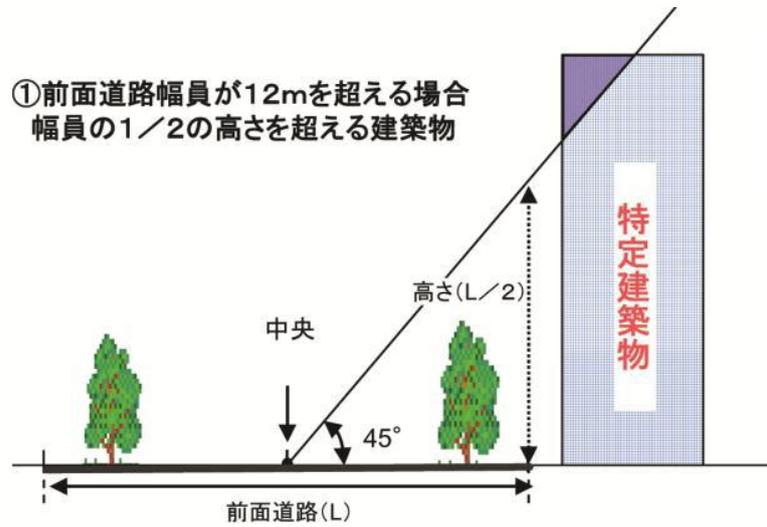
また、耐震改修促進法第5条第3項第3号に基づき、耐震化努力義務路線として位置づけ、市町村と連携した支援を実施するとしています。

本市においては、第1次緊急輸送道路、第2次緊急輸送道路及び市指定緊急輸送道路補完道路を、耐震改修促進法第6条第3項第2号における道路として位置づけます。

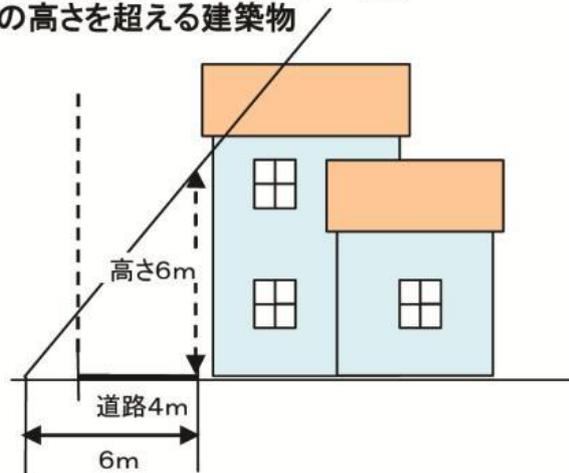
これにより、当該路線の一定高さ以上の沿道建築物（耐震関係の基準に適合していないものに限る）の所有者は、耐震診断を行い、その結果に応じて耐震改修を行うよう努めることが求められます。

なお、耐震改修促進法第6条第3項第1号に基づく義務付道路の指定については、県促進計画及び市地域防災計画との整合性を図りながら、今後検討していきます。

※一定の高さ以上の建築物



②前面道路幅員が12m以下の場合
6mの高さを超える建築物



第1次緊急輸送道路（県指定）

	路線名	県及び市道路線名	区間
1	第一東海自動車道 (東名高速道路)		市内全線
2	県道22号	横浜伊勢原	市内全線
3	県道40号	横浜厚木	市内全線
4	県道45号	丸子中山茅ヶ崎	市内全線

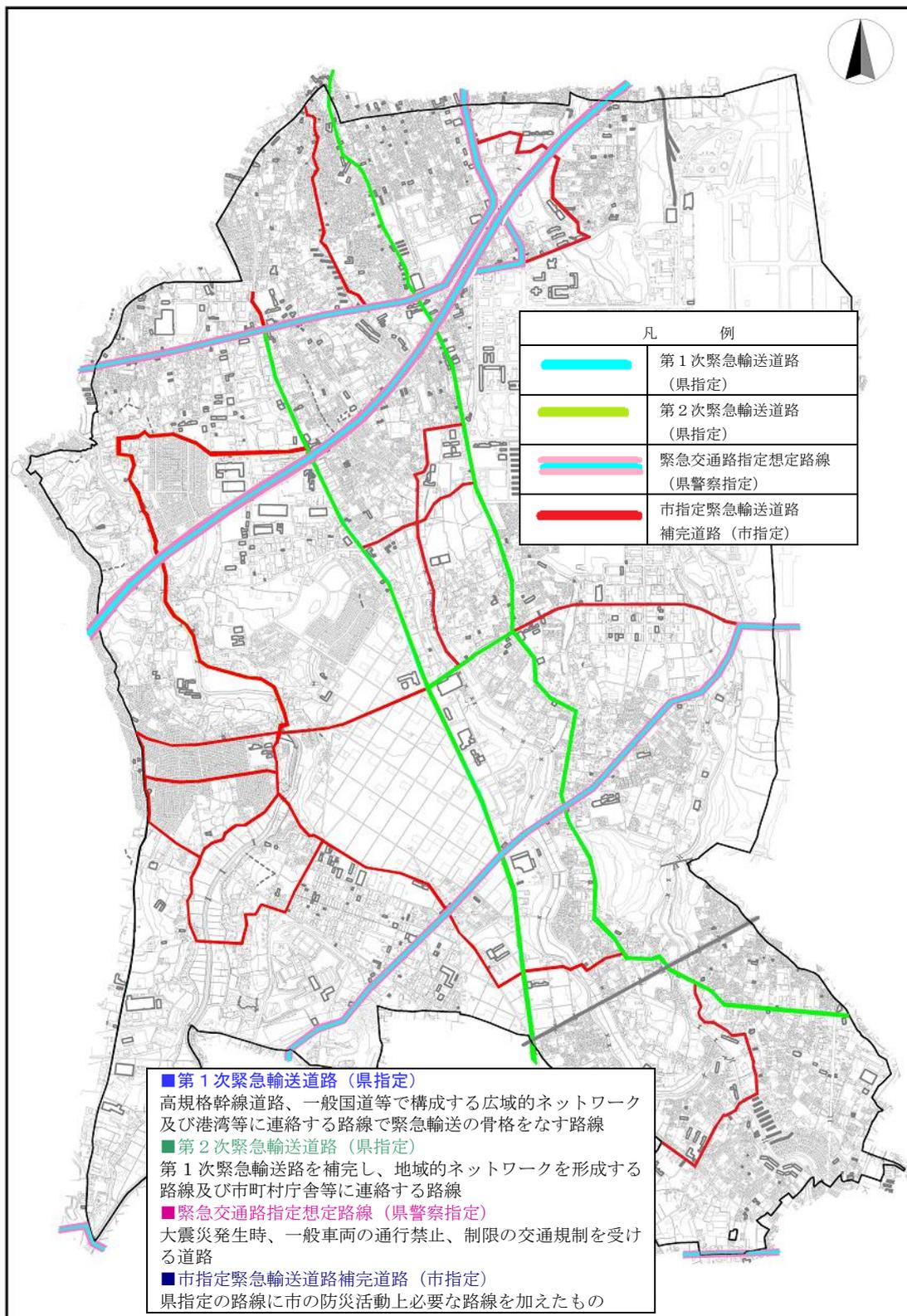
第2次緊急輸送道路（県指定）

1	県道42号	藤沢座間厚木	市内全線
2	市道913号線	(都計道:早川本蓼川線)	市道1629-1号線交点～県道42号交点
3	市道1629-1号線		県道40号交点～県道45号交点
4	市道1629-2号線		藤沢市境～県道45号交点

市指定緊急輸送道路補完道路（市地域防災計画）

	路線名	区間
1	市道101号線	全線
2	市道80号線	市道95-1号線交点～市道101号線交点
3	市道95-1号線	市道67号線交点～市道80号線交点
4	市道67号線	市道1号線交点～市道95-1号線交点
5	市道1号線	県道40号(横浜厚木)～市道67号線交点
6	市道9号線	市道138号線交点～市道8号線交点
7	市道8号線	全線
8	市道208-1号線	県道40号(横浜厚木)～天台小学校前
9	市道2号線	綾瀬高校～市道10号線交点
10	市道10号線	市道694号線交点～市道913号線交点
11	市道913-2号線	全線
12	市道913-3号線	全線
13	市道12号線	市道1629-1号線交点～県道42号(藤沢座間厚木)交点
14	市道11号線	全線
15	市道3号線	市道11号線交点～市道15号線交点
16	市道911号線	全線
17	市道950号線	全線
18	県道406号(吉岡海老名)	市道950号線交点～横須賀水道道交点
19	市道980号線	全線
20	横須賀水道道	県道406号(吉岡海老名)交点～市道3号線交点
21	市道15号線	市道3号線交点～市道5号線交点
22	市道5号線	市道3号線交点～市道1222号線交点
23	市道1222号線	市道5号線交点～市道1258号線交点
24	市道1258号線	全線
25	市道20号線	市道1629-1号線交点～市道22号線交点
26	市道22号線	市道20号線交点～市道23号線交点
27	市道23号線	市道22号線交点～市道1404号線交点

緊急輸送路網図



※市地域防災計画より(県警察指定:緊急交通路指定想定路線は除く)

5 市と市民（所有者・管理者）の取り組み

改正された耐震改修促進法により、耐震関係の基準に適合していない全ての建築物について、耐震化の努力義務が課せられています。市民、建築物の所有者及び管理者（以下「所有者等」という。）は、自己の責任において、建築物の耐震性、安全性を確保するよう努める義務があります。

市は、旧耐震で耐震性のない建築物を対象に、その所有者等に対して耐震診断及び耐震改修の促進について普及・啓発を図り、必要に応じて耐震診断、耐震改修の補助や情報提供及びその他の措置を講じるように努めることとします。

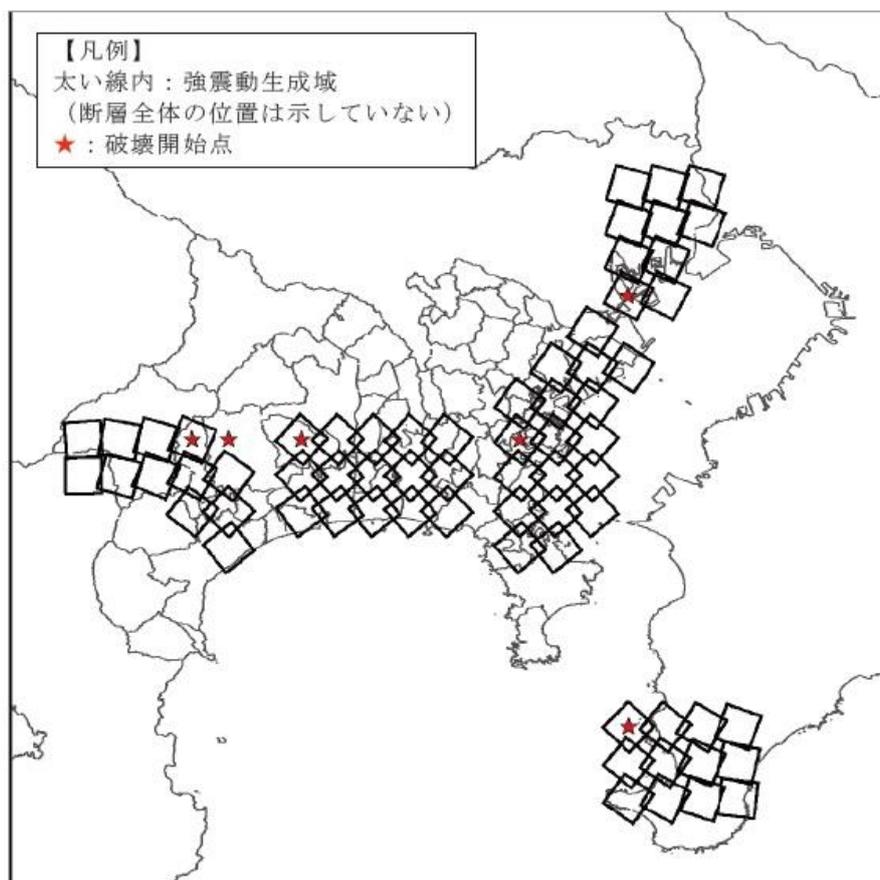
また、市が所有、管理する公共建築物については、災害時の避難場所や拠点施設として活用されるため、落下物防止や天井脱落対策を、計画的に取り組むものとします。

第2章 綾瀬市において被害が想定される地震の規模、被害状況

1 想定される地震

神奈川県が平成25年から平成26年にわたって実施した地震被害想定調査等によると、8つの地震を想定し、建物被害、人的被害、ライフライン被害などを調査しています。本市においては、市地域防災計画の中で甚大な被害が予想される「大正型関東地震」を地震防災対策の目標とし、想定しています。なお、今後においては市地域防災計画との整合性を図りながら見直しを実施します。

○大正型関東地震の震源域分布図



※市地域防災計画より

想定される地震の規模一覧

※市地域防災計画より

想定地震	規模	説明
① 都心南部直下地震	M7.3	首都圏付近のフィリピン海プレート内で、都心南部の直下を震源とするモーメントマグニチュード7.3の地震です。発生確率は30年間で70%で、県内では横浜市・川崎市を中心に震度6強が最大震度と想定されています。東京湾北部地震にかわり、国が防災対策の主眼を置く地震としています。
② 三浦半島断層群の地震	M7.0	三浦半島断層帯を震源域とするモーメントマグニチュード7.0の活断層型の地震です。発生確率は30年以内に6～11%で、県内では横須賀三浦地域を中心に震度6強が最大震度と想定されています。
③ 神奈川県西部地震	M6.7	神奈川県西部を震源域とするモーメントマグニチュード6.7の地震です。過去400年の間に同クラスの地震が5回発生しており、県内では県西地域を中心に震度6強が最大震度と想定されています。
④ 東海地震	M8.0	駿河トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.0の地震です。発生確率は30年以内に70%程度で、県内では県西地域を中心に震度6弱が最大震度と想定されています。神奈川県地域防災計画において地震の事前対策について位置づけている地震です。
⑤ 南海トラフ巨大地震	M9.0	南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震です。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、発生確率は30年以内に70%程度で、県内では県西地域を中心に震度6弱が最大震度と想定されています。
⑥ 大正型関東地震	M8.2	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.2の地震です。1923年の大正型関東地震を再現した地震で、発生確率は30年以内にほぼ0～5%程度で、県内では湘南・県西地区を中心に震度7が最大震度と想定されています。国が長期的な防災・減災対策の対象として考慮している地震です。
⑦ 元禄型関東地震 (参考)	M8.5	相模トラフを震源域とするモーメントマグニチュード8.5の地震です。1703年の元禄関東地震を再現した地震で、発生確率は30年以内にほぼ0%で、県内では湘南・県西地区を中心に震度7が最大震度と想定されています。実際に発生した最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。
⑧ 相模トラフ沿いの最大クラスの地震 (参考)	M8.7	元禄型関東地震の震源域に加え関東北部までを震源域とするモーメントマグニチュード8.7の地震です。発生確率は30年以内にほぼ0%で、県内全域で震度7が想定されています。国が想定する、あらゆる可能性を考慮した相模トラフ沿いの最大クラスの地震であることから、発生確率が極めて低い地震ですが、参考地震として被害量を算出しています。

2 想定される被害

本市において、想定される建築物の被害状況は次のとおりです。

【全壊】

地震	木造(棟)	非木造(棟)	合計(棟)
	揺れ・液状化	揺れ・液状化	揺れ・液状化
都心南部直下地震	210	210	420
三浦半島断層群の地震	40	90	130
神奈川県西部地震	0	0	0
東海地震	0	0	0
南海トラフ巨大地震	0	0	0
大正型関東地震	6,720	2,510	9,230
(参考)元禄型関東地震	6,720	2,510	9,230
(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	9,610	3,500	13,100

【半壊】

地震	木造(棟)	非木造(棟)	合計(棟)
	揺れ・液状化	揺れ・液状化	揺れ・液状化
都心南部直下地震	2,060	490	2,560
三浦半島断層群の地震	860	280	1,140
神奈川県西部地震	0	0	0
東海地震	*	*	*
南海トラフ巨大地震	*	10	20
大正型関東地震	6,070	1,150	7,220
(参考)元禄型関東地震	6,070	1,150	7,220
(参考)相模トラフ沿いの最大クラスの地震	5,750	980	6,740

※市地域防災計画より

第3章 建築物の耐震化の現状と目標

1 建築物の耐震化の現状と目標

令和3年に改正された国の基本的方針では、令和12年度までに耐震性が不十分な住宅を、令和7年度までに耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物をおおむね解消する目標が定められました。

また、令和3年度に改正された県促進計画においては、耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに、耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を令和7年度までにおおむね解消するとする目標を定めています。このようなことから、本市においても耐震性が不十分な住宅を令和12年度までに、耐震性が不十分な多数の者が利用する建築物を令和7年度までにおおむね解消することを目標として設定します。

区 分	これまでの推移				耐震化の目標
	平成15年度	平成20年度	平成25年度	令和2年度	
住宅の耐震化率	約72%	約78%	約84%	約89%	令和12年度 おおむね解消
多数の者が利用する建築物の耐震化率			平成25年度 約91%	令和2年度 約92%	令和7年度 おおむね解消

※耐震化率とは、昭和56年以前の建築物のうち、新耐震基準に適合するものの合計が全体に占める割合です。

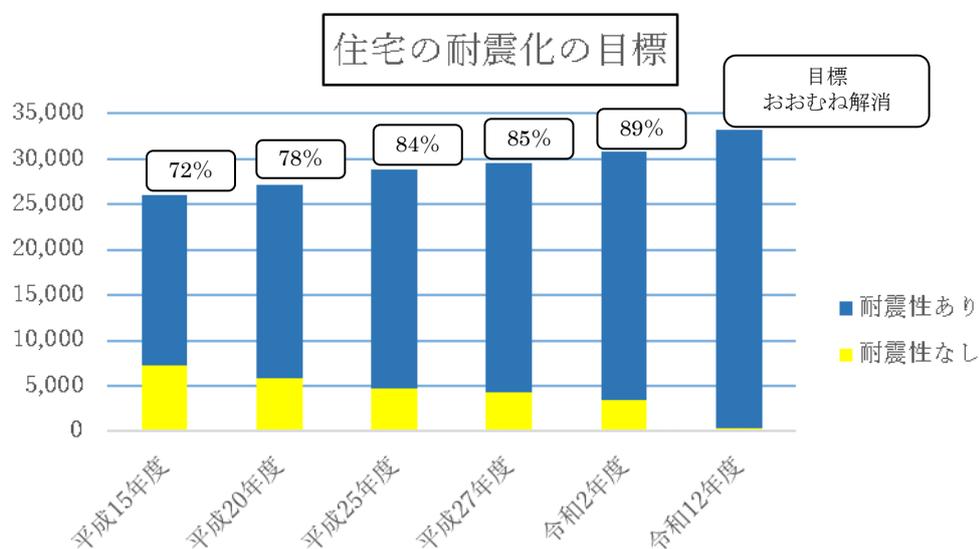
※住宅の耐震化率は、住宅・土地統計調査をもとに家屋課税データ等により推計しています。

※多数の者が利用する建築物の耐震化率は、市特定建築物台帳をもとに推計しています。

(1) 住宅の耐震化

令和2年度の市内の住宅は、総戸数約30,800戸に対して、約23%の約7,000戸が昭和56年以前に建築されたものとなっています。耐震化の現状は、耐震性のあるものが約27,300戸(耐震化率約89%)と推計されます。

令和12年度には、市内の住宅総数は約33,300戸まで増加するものと推計されます。過去の統計から耐震性なし住宅は約1,700戸と推計されますので、令和12年度の耐震化率は約95%と想定されます。耐震化率をおおむね解消とするためには、約1,700戸の耐震化促進が必要と考えられます。



※住宅の総数は、住宅・土地統計調査をもとに、家屋課税データにより推計しています。

(2) 特定建築物の耐震化

令和2年度における、多数の者が利用する特定建築物は173棟あり、そのうち昭和56年以前の建築物は41棟で、耐震性がないものは14棟となります。昭和57年以降に建築された建築物132棟と、旧耐震で耐震性がある建築物27棟を合わせると159棟となり、耐震化率は約92%となります。令和7年度までに耐震化率をおおむね解消とするためには、現状で耐震性がないとする14棟の耐震化促進が必要と考えられます。

また、緊急輸送道路沿道特定建築物のうち、耐震化努力義務路線については、沿道建築物の耐震化促進を国県と連携し実施していきます。

なお、危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する特定建築物は、市内にはありません。

(3) 公共建築物の耐震化

公共建築物（市有施設）の耐震化については、利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点となる施設としての役割を担っており、平成7年度から耐震化事業を開始し、公共建築物の耐震化を進め、平成19年度末に耐震化率100%を達成しています。

第4章 建築物の耐震化を促進するための施策

1 耐震化の促進に関する基本的な考え方

建築物の耐震化の促進のためには、建築物の所有者等が、自らの生命・財産は自らが守るという意識を持つとともに、所有または管理する建築物の倒壊等により周辺の安全に支障を及ぼすことがないように、建築物の耐震性を把握し、必要に応じて耐震化を進めることが求められます。

そのためには、建築物の耐震化に関する責任が所有者等にあることを自覚してもらえるように意識啓発を進めることが重要と考えています。また、所有者等の取り組みをできる限り支援するという観点から、国や県と連携して、耐震診断及び耐震改修を実施しやすい環境整備や、費用負担軽減のための制度構築等、耐震化の促進に必要な施策を推進していきます。

2 耐震化へ向けた普及・啓発

(1) 耐震化に関するPR

市出前講座やイベント等への参加などで、市民に耐震診断・耐震改修など、耐震化の重要性や必要性について周知を図り、耐震化促進事業への理解を深める取り組みを実施します。

(2) パンフレットの配付、ホームページを活用した情報提供

国県や関係団体の作成する耐震化に係る重要性を紹介したパンフレット等を、窓口や各種イベントで配布し、耐震化の重要性についての意識啓発に努めるとともに、耐震化についての周知を図ります。

また、ホームページでは耐震化に関する情報を充実させ、各種情報へリンクするなど、耐震化に係わる関連情報を広く提供していきます。

(3) 防災マップなどの活用

市民が災害を自らの問題として意識を深められるように、防災マップや土砂災害ハザードマップによる啓発を図ります。

3 耐震化の促進のための具体的な支援策

(1) 相談体制

建築物の所有者等からの相談に対して、木造住宅の耐震性に関する自己点検の方法や補強方法の概要及び特定建築物の耐震化に関する情報提供に努めます。

また、行政機関や関係団体が開催する耐震セミナー、木造住宅耐震講習会を案内するなど個別の相談に応じて、市民が安心して建築物の耐震化などを進められるように支援します。

(2) 耐震改修に対する税制優遇措置

住宅・建築物の耐震化促進を目的に、税制上の支援策として創設された耐震改修促進税制（所得税の控除・固定資産税の減額など）について周知し、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

(3) 木造住宅耐震化補助事業

住宅の耐震改修を促進するため、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、耐震診断費用の一部を補助します。また、耐震診断を実施した結果、危険と判断された木造住宅については、耐震設計費用、耐震改修費用等の一部を補助します。

また、居住している住宅の倒壊から自らの命を守るため、居室内部に組み立てるシェルター等の設置費用の一部を補助します。

(4) 沿道建築物耐震診断補助事業

本計画において、耐震改修促進法第6条第3項第2号に基づく耐震化努力義務を位置付けた路線に接する昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断費用の一部を補助します。

(5) 危険ブロック塀等耐震化補助事業

地震等による災害を未然に防止するため、子供が通行する通学路などを重点的に危険個所の把握・指導を行い、危険なブロック塀等の撤去や撤去後に安全な工作物等を設置するための費用の一部を補助します。

また、緑による生活環境の向上を図るため、生垣を設置するための費用の一部を補助します。

(6) 家具等の転倒防止対策

近年の大地震では、地震による建物被害がない場合でも、家具等の転倒による怪我や散乱による避難の遅れなどの人的被害が見受けられます。市では、パンフレットやホームページなどで市民に周知するとともに、屋内での安全確保の必要性の普及、啓発に努め、家具の転倒防止に関する対策の促進を図ります。

(7) 落下物対策

大規模な地震の際には建築物の倒壊だけではなく、窓ガラスや外壁、袖看板等の建築物の外装材の損壊、落下による被害も想定されます。このため、地震発生時に建築物からの落下を防ぎ、安全性を確保するため、建築物の所有者等に対して適正な維持管理の促進を図ります。

(8) エレベーター等の安全対策

平成17年7月の千葉県北西部の地震では、首都圏の多くのビルでエレベーターの緊急停止が起こり、人が閉じ込められる事故が発生し、地震時完成運転装置の設置が義務付けられました。また、平成23年の東日本大震災では、エスカレーターの脱落等が複数確認されたことから、新たな基準が定められました。このため、エレベーターやエスカレーターが設置された建築物の所有者等に地震時のリスクなどを周知し、安全性確保の促進を図ります。

(9) 天井脱落対策

平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が多数発生したことを踏まえ、天井の脱落対策に係る新たな基準が定められました。そこで、既存建築物について、建築物の所有者等に基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性確保の促進を図ります。

(10) 屋根瓦の安全対策

令和3年の福島県沖地震において、屋根瓦の脱落が発生し、修繕が必要となる事例が複数見られました。また、瓦の緊結方法等の建築基準法による告示が改正（令和4年1月施行）され、地震時の脱落防止対策を講ずることが必要になりました。

具体的な緊結方法などを住宅所有者や施行者等へ周知し、安全性の確保の促進を図ります。

(11) 除却等の推進

耐震化率の向上にあたっては、建物の耐震改修を促進するとともに耐震性が不足している建物の除却や建替えを行うことも有効です。

市では、昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅について、除却や建替えに関する支援制度の実施に向けて取り組みます。

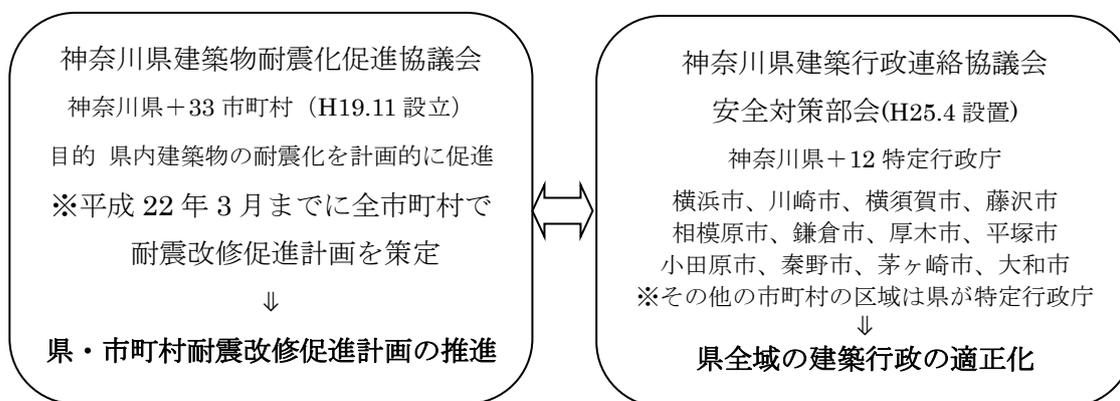
第5章 計画の推進に向けて

1 推進体制

(1) 県と市町村との連携

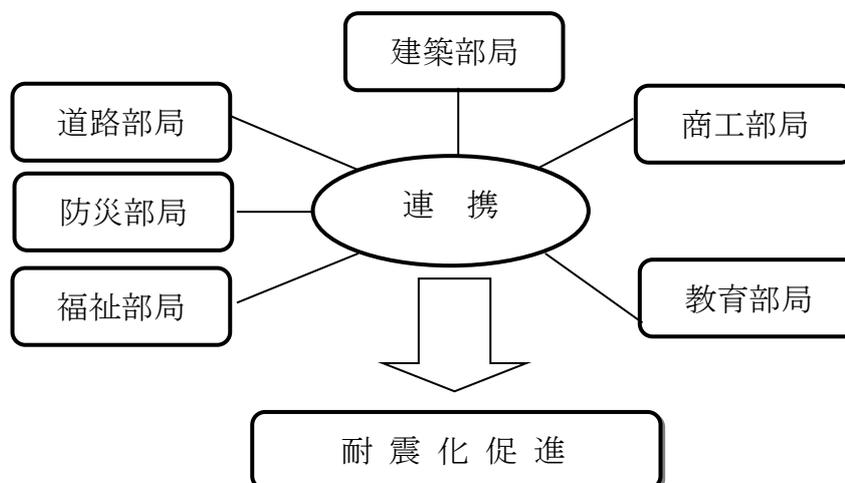
県と33市町村では、県内の建築物の耐震化を計画的に促進することを目的として、「神奈川県建築物耐震化促進協議会」などを設置し建築物の耐震化に向けて連携して取り組んでおり、この結果、県内の全ての市町村で耐震改修促進計画が策定されています。

引き続き、こうした場を活用し県と連携しながら計画の推進を図っていきます。



(2) 関連部局との連携

本市では、関係部局と連携して、耐震化を計画的に推進します。



2 法による指導・助言等

(1) 耐震改修促進法による指導・助言の実施

県計画において、「所管行政庁は、建築物の耐震診断及び耐震改修の適切な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該建築物の所有者に必要な指導及び助言を行う」としていることから、本市では所管行政庁（神奈川県）と連携しながら促進していきます。

(2) 耐震診断の結果の公表

建築物の所有者から報告を受けた耐震診断の結果については、国土交通省令に基づき、所管行政庁がホームページで公表します。

	耐震診断結果の公表時期
要緊急安全確認大規模建築物※1	平成29年3月
要安全確認記載計画建築物※2	令和4年度 ※3

- ※1 不特定多数・避難弱者が利用する大規模建築物等、法で耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物
- ※2 県又は市町村の計画に記載された耐震診断が義務付けられた旧耐震基準の建築物
- ※3 耐震診断結果の公表については、地域における建築物の個別の状況等を踏まえながら、順次公表を行う予定です。

3 施策のフォローアップ

本計画に定める住宅、特定建築物、公共建築物の耐震化の目標を達成するためには、所有者等と市が、建築物の耐震化を図ることに対しての役割を認識し、施策の内容に基づいてそれぞれの事業を実施することが必要です。

さらに、本計画の耐震化の目標達成については、耐震化率を毎年度検証し計画の進捗率を把握しながら、必要に応じて計画の見直しや事業の改善、制度拡充等を研究し、耐震化の促進に努めることが重要であると考えます。

綾瀬市耐震改修促進計画

平成 21 年 8 月

令和 4 年 3 月（改定）

＝お問い合わせ先＝

綾瀬市 都市部 都市計画課 計画調整・開発指導担当

〒252-1192 綾瀬市早川 5 5 0 番地

TEL 0467-77-1111 内線 2523・2524

FAX 0467-70-5703

E-mail wm.705625@city.ayase.kanagawa.jp

HP www.city.ayase.kanagawa.jp